

伊田町券番藝妓の労働争議

- 一、名 稱 伊田町券番
- 二、所 在 地 福岡縣田川郡伊田町大字伊田
- 三、代 表 者 取締代表 福岡 七五郎
- 四、從 業 員 數 藝妓五十七名
- 五、争議參加數 藝妓四十八名
- 六、發 生 原 因

豫て券番取締の専断行為に不満ありたる藝妓一同は四月十一日券番方針豫算認可申請並同二十二日券番規約制定認可申請に際し取締が券番組合の總會に掛けず且内容の提示もなさずして藝妓總代の連署を強制したる爲遂に日頃の感情爆發し五月九日藝妓總代二名が休業するや他の藝妓も一齊に罷業を敢行したるに因る

七、要 求 事 項

- 1、毎月の收入計算報告を確實になすこと
- 2、券番口錢を壹錢となし藝妓收得を九錢五厘とする
- 3、常備車夫三名とし各人の月給を六拾圓と定む
- 4、歌舞音曲に關する費用は如何なることあるも藝妓各一人宛壹圓となすこと
- 5、券番の事務員は藝妓に對し言動を慎み所有物の取扱は鄭重にすること
- 6、毎年一回藝妓の總意により事務員を改選し年二回の總會開催
- 7、藝妓寄進の費用は藝妓自發的意思外は券番當局に於て強制若くは勸誘することなきこと
- 8、券番取締役は藝妓過半数の意見は審認すること